

第1回古平町議会定例会 第1号

平成31年3月1日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 平成31年度町政執行方針並びに教育行政執行方針
- 5 議案第 1号 平成31年度古平町一般会計予算
- 6 議案第 2号 平成31年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 7 議案第 3号 平成31年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 8 議案第 4号 平成31年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 9 議案第 5号 平成31年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 10 議案第 6号 平成31年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
- 11 議案第 7号 平成30年度古平町一般会計補正予算（第5号）
- 12 議案第 8号 平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第 9号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第10号 平成30年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第11号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 16 議案第12号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 17 議案第13号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 18 議案第14号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案
- 19 議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 20 議案第16号 古平町介護サービス事業条例の一部を改正する条例案
- 21 議案第17号 古平町高齢者総合支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 22 議案第18号 古平町高齢者自立生活支援事業条例の一部を改正する条例案
- 23 議案第19号 古平町森林環境譲与税基金条例案
- 24 議案第20号 古平町冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案
- 25 議案第21号 財産の無償譲渡について
- 26 議案第22号 財産の処分について
- 27 承認第 1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて

〔北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について〕

- 28 陳情第 1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書
- 29 陳情第 2号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書
- 30 陳情第 3号 「辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議」について

○出席議員（10名）

議長 10番	逢見輝続君	1番	木村輔宏君
2番	池田範彦君	3番	真貝政昭君
4番	岩間修身君	5番	寶福勝哉君
6番	堀清君	7番	山口明生君
8番	高野俊和君	9番	工藤澄男君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	貞村英之君
副町長	佐藤昌紀君
教 育 長	石川忠博君
総務課長	松尾貴光君
町民課長	五十嵐満美君
保健福祉課長	和泉康子君
産業課長	細川正善君
建設水道課長	高野龍治君
会計管理者	白岩豊君
教育次長	本間克昭君
幼児センター所長	藤田克禎君
財政係主査	人見完至君

○出席事務局職員

事務局 長	三浦史洋君
-------	-------

議 事 係 長 澤 口 達 真 君

開会 午前 9時56分

○議会事務局長（三浦史洋君） それでは、本日の会議に当たりまして出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。説明員は、町長以下12名の出席でございます。以上です。

◎開会の宣告

○議長（逢見輝統君） おはようございます。

ただいま事務局長報告のとおり10名全員の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成31年第1回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（逢見輝統君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番、木村議員及び2番、池田議員のご両名を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（逢見輝統君） ここで、去る2月22日に開催されました議会運営委員会での協議事項を議会運営委員長から報告していただきます。

議会運営委員長、真貝政昭君、報告願います。

○議会運営委員長（真貝政昭君） それでは、私のほうから去る2月22日に開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日3月1日から3月8日までの8日間とするものです。ただし、3月6日、7日は予算審査特別委員会開催のため休会といたします。

次に、議事の進行でございますが、初めに新年度予算の議案から説明申し上げます。新年度予算につきましては、各会計の提案理由の説明が終わり次第全員による予算審査特別委員会を設置しまして、これに付託し、審議することにいたします。予算審査特別委員会の審議方法でございますが、一般会計の歳入につきましては3款程度に分けて、また歳出は款ごとに区切って質疑を行います。特別会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。また、一般会計につきましては、歳入及び歳出の質疑が終了した後、再度歳入歳出一括で質疑を許すものとします。ただし、質問件数は2件までとします。質疑は一問一答で継続して質問し、ほかの人に移ったときは再質問はできないこととなります。委員会では討論を省略することにします。また、採決については全会計一括で採決する運びといたします。本会議での質疑につきましては、議員全員で構成されます特別委員会で

質疑を行いますので、省略いたします。また、討論、採決については各会計ごとに行うことといたします。

次に、総括質問についてご説明いたします。総括質問は一問一答形式で継続して質問を行い、ほかの人に移ったときは再質問できないこととなります。また、総括質問は基本的に町長に対する質問と教育長に対する質問を分けて許可しておりますが、双方関連する質問の場合は議長が状況を見て許可するものとします。なお、総括質問で質問される方は町長に対する質問が終わりましたら続けて教育長に対する質問を行うこととし、町長と教育長に対する質問と答弁を合わせて30分をめぐるといたします。質問が25分の経過後は、目安として議長席に黄色の目印を立てます。

それから、予算審査特別委員会と総括質問は一問一答で行いますが、一問一答でありながら一度に数項目にわたって質問をする傾向が共通して見受けられます。質問項目に関連性がある場合を除き、一問一答の原則を守っていただきますようお願い申し上げます。

次に、一般質問についてご説明いたします。一般質問も一問一答方式で行いますが、質問件数は1件3回で、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返して行ってください。議長と予算審査特別委員長におかれましても、その点よろしくご配慮いただきたいと思っております。

次に、3件上がっております陳情でございますが、陳情第1号については委員会付託を省略し、本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出、陳情第2号については産業建設常任委員会に付託、陳情第3号については総務文教常任委員会に付託することといたします。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます委員長報告を終わります。

○議長（逢見輝統君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月1日から3月8日までの8日間にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3月1日から3月8日までの8日間に決定いたしました。

お諮りします。3月6日と7日は予算審査特別委員会開催のため休会にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、3月6日と7日は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝続君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成30年度12月分と1月分の例月出納検査結果、平成30年北後志衛生施設組合議会第1回臨時会議決結果、平成30年北後志消防組合議会第1回臨時会議決結果、平成30年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回臨時会議決結果、平成31年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会議決結果、平成31年北後志消防組合議会第1回定例会議決結果、平成31年北後志衛生施設組合議会第1回定例会議決結果、平成29年度古平町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価報告書の8件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 平成31年度町政執行方針並びに教育行政執行方針

○議長（逢見輝続君） それでは、日程第4、平成31年度町政執行方針並びに教育行政執行方針に入ります。

最初に、平成31年度町政執行方針について、貞村町長、どうぞ。

○町長（貞村英之君） 1 はじめに

平成31年第1回古平町議会定例会の開会にあたり、町政執行への所信を申し上げます。

私が町長に就任以来、既に1年9カ月の時が流れ、任期も折り返しの年となります。

これまでの町政運営にあたっては、古平町の現状と課題について把握に努め、「まちなかの賑わい再生と地域資源を生かした経済の再生」、「コンパクト・プラス・ネットワークの形成」、「安心して暮らせる持続可能なまちづくり」を重点課題として、全力で取り組んでまいりました。

現在、古平町は、かつてない経済危機及び人口減少、少子高齢化の危機に直面し、地域の活力低下や中心市街地の衰退により、まちなかの賑わいを喪失しています。

地域医療の確保、公共施設の老朽化対策、公共交通のあり方など、行政課題も複雑化・多様化していると考えております。

こうした課題を直視し、取り組みを進めていくことが、町民の皆さまの期待に応え、町民生活の向上や、持続的な町政運営の実現につながると考えております。

平成31年度は、平成23年度から平成32年度（2020年度）、来年度までを計画期間とした「第5次古平町総合計画」の検証や評価を行い、地方自治の策定義務はなくなりましたが、町の最上位計画として新たな総合計画の策定を進め、将来の古平町を検討開始する重要な年度となります。町民の皆さまと思い描くまちの姿を共有しながら取り組みを進めてまいります。

また、人口減少対策などを目的に策定しました、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年となることから、次期総合戦略の策定を進めます。総合戦略の主要な財源として見込んでいた「ふるさと納税」が大幅な減収となっていることから、平成30年度に行った事業評価の結果を踏まえ、従来のいわゆるバラマキ型の手法ではない取り組みの検討を進めてまいります。

平成30年は、北海道が命名されてから150年の節目、古平町においても150年を迎える節目でありました。また、平成31年は、5月に平成から新元号と変わり、新たな時代の幕開けとなる年であり

ます。

古平町はこれまで、様々な危機にあっても、たゆまぬ努力と向上心、そして果敢な挑戦によって新しい時代を切り拓いてまいりました。

古平町には、豊かな自然、そして、これまでに培われた歴史的・文化的資源など、多様な魅力と資源があります。こうした多くの資源を活かしながら、次なる世代へ引き継いでいくため、「危機突破・未来創造」を町政の最重要課題として引き続き取り組みを進めてまいります。

財政基盤の弱い古平町が、将来にわたり健全で持続可能な行財政運営を図るため、最小の経費で最大の効果をあげるよう全力で町政運営に引き続きあたってまいります。

2 重点施策

(1) まちなかの賑わい再生について

それでは、まず最初に重点的に取り組む施策について申し上げます。施策の1つ目は、まちなかの賑わい再生とコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりとして、立地適正化計画に基づき、都市機能や居住区域の誘導などにより、将来にわたって、安心して快適な生活環境の実現に向けた施策に取り組むとともに、中心拠点融合複合施設やふるびら150年記念広場を中心に、市街地の都市構造を再構築し、まちなかの賑わい再生をめざします。

現役場庁舎の跡地については観光交流センター、いわゆる道の駅としての活用を視野に商工会や東しゃこたん漁協等と協議を開始し、官民連携による施設整備や運営について検討を進めてまいりたいと考えています。

また、道の駅については、市町村が財政支援を行わなければ運営が困難な事例が多数あると聞いております。当町の財政規模では財政支援は難しいことから、民間主体の運営方法についても併せて検討を進めてまいりたいと考えています。

(2) 地域資源を活かした経済の再生について

2つ目は、地域資源を活かした経済の再生についてであります。地域経済の原動力である、漁業と水産加工業の持続的な発展なくして、古平町の経済危機突破はありません。

地域に根ざした事業活動を継続していけるよう、経営体質の強化を図り、地域経済の再生をめざしてまいります。

漁業では、主要魚種のホッケ・エビ・スケトウ・ニシンなどが軒並み漁獲高を減らしており、価格の下落にも歯止めがかかっておりません。減少傾向にある漁業生産量の安定化を図るため、漁業者と連携を図りながら、海域の特性に合った沿岸漁業の振興に引き続き取り組んでまいります。

水産加工業では、経営体質の強化をはじめ、販路の拡大や古平町150年を契機に取り組んだ新製品開発の継続支援や水産加工品のPRを積極的に行い、水産加工業の更なる発展に引き続き取り組んでまいります。

また、平成31年度は産業基盤創出可能性調査費を予算計上し、新たな産業基盤を創出するための調査研究に取り組んでまいります。

(3) 安心して暮らせる持続可能なまちづくりについて

①地域医療の確保について

3つ目ですが、安心して暮らせる持続可能なまちづくりについてであります。まず、地域医療につきましても、町民の皆さまが安心して医療を受けられるよう、社会福祉法人北海道社会事業協会（協会病院）の協力を得て、町立診療所については、一般会計に歳入歳出予算を計上し、第一次医療の提供を目的に地域のかかりつけ医としての運営を行います。

社会的な医師不足及び看護師などの医療人材不足により、平成28年4月以降、受入れができておりませんでした入院病床につきましても、なおも医療人材の確保が困難な状況は変わりありませんので、入院病床につきましても、引き続き休止といたします。

4月第一週の診療再開に向け、協会病院と協議をしておりますが、診療再開時は、週2回半日程度の限定的な診療体制からのスタートとなることを見込まれております。

町民の皆さまには、大変御不便をおかけいたしますが、安定的な第一次医療の提供やこれまで以上に充実した二次医療への円滑な引継体制の構築に向け、最大限の力であたっておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、調剤薬局につきましても、平成30年、昨年の診療報酬の改定により、いわゆる門前薬局と言われる薬局の調剤基本料が大幅に引き下げられ、現在の恵尚会が行っている診療体制であっても、存続が困難とのことであり撤退するとの連絡を受けております。今後は、院内での調剤や他の調剤薬局による調剤など診療再開に向け対応をまいります。

②福祉施策の検討について

また、福祉施策につきましても、平成33年度からスタートする第8期介護保険事業計画の策定に向け、町内の高齢者人口が減少する中、介護保険サービスの基盤整備や高齢者福祉サービス等について、近年の社会情勢の変化により、目まぐるしく変わる国の施策に対応し、どのような形が、古平町に最も適しているのか、現状の分析と課題の抽出及び今後の事業計画を検討するため、老人福祉施設等整備基盤基礎調査費を予算計上しております。

専門家や町民の皆様のご意見を十分いただきながら検討を進め、高齢者福祉計画や介護保険事業計画等に反映し、安心して暮らせる福祉施策の将来像を具体的に示してまいりたいと考えております。

(4) 地域・未来を担う人づくりについて

4つ目は、地域・未来を担う人づくりについてであります。今、世界は日々刻々と変化を続けており、想像もしていなかったことが現実化するなど、先を見通すことが大変難しい時代となっております。

経済や社会が大きく変化する中で、地域を支えるのは人であり、地域の発展は人づくりにかかっていると考えております。

この古平町をもっと豊かにしたい、地域に貢献したいといった高い志を持った、地域に根ざした産業の担い手となる人材や地域づくり活動をリードする人材、未来の古平町を担う人材の育成に引き続き取り組んでまいります。

以上4点、4項目重点的に取り組む施策について申し上げ、次に主要施策について何点か述べさせていただきます。

3 主要施策

(中心拠点誘導複合施設整備について)

最初に、中心拠点誘導複合施設整備についてでございますが、平成29年度にZEB導入可能性調査や基本設計の際に必要な事項について調査検討を行い、平成30年度には「設計施工一括発注方式」を採用した公募型プロポーザルを行ったところでございます。

庁舎建設特別委員会やタウンミーティング（まちづくり懇談会）では、プロポーザルの際に提案された平面計画を中心に、ご説明させていただき、町民の皆さまや特別委員会からいただいたご意見を参考に、現在、慎重に基本設計作業を進めております。内容の検討に予想以上の時間を要しており、繰越明許費の追加を提案させていただきますので、上程の際にはよろしくご審議願います。

また、補助金の採択となる条件であります、国土交通省のガイドラインに基づき、第三者機関が評価・認証する、建築物省エネルギー性能表示制度、いわゆるBELSの最高ランク五つ星とZEB Readyを北海道内の公共施設としては初めて、全国公共施設としても2番目に設計段階で平成31年2月20日に取得したところでございます。

平成31年度においては、基本設計や実施設計を町民の皆さまと情報共有しながら進めてまいります。

(行財政構造改革の推進について)

次に、行財政構造改革の推進についてでございますが、地方交付税の段階的縮減が続く中、国では民間委託等の業務委託を実施している地方団体の経費水準を基準財政需要額に算定、反映するトップランナー方式を平成28年度から推進しております。

古平町におきましても3年間のおくれをとったものの、平成31年度から、トップランナー方式の対象となる、公務補、学校給食調理員等の業務を包括的に民間委託し業務の効率化に取り組んでまいります。

また、国が示したガイドラインに基づき、窓口業務の民間委託によるサービス向上についても検討を進めてまいりたいと考えております。

今後も、健全で将来にわたり持続可能な行財政運営の基盤をつくるため、引き続き事務事業の分野横断的な点検を行い、行財政構造改革の取り組みを推進します。

(中央バス積丹線の減便について)

次に、地域交通についてであります。一昨年から大幅な減便を提案されていた積丹線についてでございますが、北海道中央バス株式会社から、積丹線沿線4市町で構成する後志地域生活交通確保対策協議会第一分科会に対し、利用者の減少に起因する、乗車密度及び輸送量の減少により、国と北海道の補助金が大幅に削減され、沿線市町から多額の財政支援が必要となる事態が推計されたことから、今まで提案されていた減便のうち平成31年4月からは土・日・祝日ダイヤのみを減便とする旨の再提案があったところでございます。内容といたしましては、美国発小樽行きが3便、小樽発美国行きが2便、余別小樽間が往復1便の減便となっております。

分科会で協議の結果、減便を了承することとし、今後も中央バス株式会社、沿線市町と協力して、地域の生活交通の確保のための取り組みを推進してまいります。

(地域公共交通網形成計画について)

また、町民にとって利便性の高い公共交通体系を構築するため、平成30年度に地域公共交通活性化法に基づく「地域公共交通網形成計画」を策定することとしておりましたが、財源として見込んでいた国庫補助金が不採択となったため30年度は計画の策定を見送り、現状分析や町民ニーズ調査を実施したところでございます。

平成31年度は、減便提案がされている路線バスの「積丹線」の生産性向上策や、町内をくまなく運行しているコミュニティバスの効率的な運行など、喫緊の課題であります公共交通のあり方を検討し、関係機関や公共交通の利用者などをメンバーとする協議会を設立し地域公共交通網形成計画の策定を進めてまいります。

(防災対策について)

次に、防災対策についてでございます。平成30年9月に北海道胆振東部地震が発生し、地震による直接の被害は発生しなかったものの、ブラックアウトにより町内全域が停電いたしました。今後、地域防災計画において停電対策の取り組みを検討したいと考えております。

平成31年度は北海道原子力防災訓練において、避難訓練の対象地域となっておりますことから、北海道や関係機関と連携して、原子力災害時における緊急時対応の確認を実施したいと考えております。

また、災害時の大原則である、自分の身は自分で守る「自助」、地域の一人ひとりが助けあう「共助」の精神を町民の皆さまに浸透するよう引き続き進めてまいります。

(空き家対策について)

次に、空き家対策につきましては、適切な管理が行われず、防災・衛生・景観上など生活環境に影響を及ぼす恐れがある空き家等に対し「空家等の適切な管理に関する条例」に基づき、必要な措置を講じてまいります。

また、31年度には「空家対策計画」を策定し、多様な主体との連携により、総合的かつ計画的に空き家対策に取り組み、良好な生活環境の実現をめざします。

(消費税率引上げに伴う対応について)

次に、消費税率引上げに伴う対応についてでございますが、平成31年10月に予定されている消費税率引上げに伴い、公共料金の見直し検討委員会を庁内に設置し、収支状況の確認、利用料金の推計、料金改定パターンの検討を進めております。

前回消費税率8%への引上げの際には、公共料金を据え置いており、財政負担が増加している状況を踏まえ、平成31年第2回定例会までには、方向性を示したいと考えております。

(障害福祉の増進について)

次に、障害福祉の増進についてでございます。平成30年度からスタートした第3次障がい者基本計画、第5期障がい者福祉計画及び第1期障がい児祉計画に基づき、共生社会の実現に向け、障がい者が地域社会で自立した生活を送ることができるよう、障がい者施策と障害福祉サービス等の更なる充実に引き続き努めてまいります。

また、旧北海信用金庫古平支店を社会福祉法人古平福祉会へ売却し、法人事務所や事務管理セン

ター、西部地区の町民交流の場、賑わいの場として再活用していただけることとなっております。
古平福祉会への財産処分議案を提案させていただきますので、上程の際にはよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(火葬場建設事業について)

次に、平成30年度に実施設計を行っている火葬場建設事業でございますが、年度内の業務完了を目指し作業を進めております。

実施設計では、基本設計から過大と思われるスペースをさらに省いたほか、本町の特性である多雪と風向等を再考し、屋根を片流れ型形状へ変更いたしました。

平成31年度は、最新の火葬炉を配備した火葬場へと建設工事を進めてまいります。

(保健予防対策について)

次に、保健予防対策についてでございますが、乳幼児健診や妊婦検診をはじめ、基本・特定検診や各種がん検診事業を継続して実施するとともに、基本・特定検診の対象年齢を19歳に引き下げる町単独事業についても継続して実施してまいります。個別健診の実施や未受診者への個別勧奨の強化など受診率の向上を図り、町民の皆さまの健康管理・維持に努めてまいります。

予防接種事業につきましては、高齢者肺炎球菌感染症定期接種事業については、助成期間が5年間延長され、風しんに関する追加的対策につきましては、平成31年度から3年間、予防接種の対象者が拡大されます。実施に向けた詳細が決まり次第、取り組んでまいります。

また、町単独事業として実施しております、ロタウイルスや高齢者肺炎球菌などの任意予防接種についても、継続して実施してまいります。

なお、各種健診、予防接種においては、各種委託料が増額となっていることから、自己負担額を一律500円から600円に引き上げ、町民の皆さまにご負担をお願いすることといたしました、ご理解の程よろしくお願いいたします。

(農業の振興について)

次に、産業振興について申し上げます。まず、農業の振興についてでございますが、国による生産数量目標(減反政策)が昨年より廃止され、北海道が「生産の目安」を示すこととなりましたが、古平町では主食用米とそれ以外を合わせた目安が、15.8ヘクタール、実際の作付けは15.6ヘクタールとほぼ目安どおりに行ったところであります。

平成31年度については、先日の米農家との生産者会議において、前年同程度の作付けを行うことが決定されたところであり、酒米についても同程度の作付けを行うと確認したところであります。

また、近年、増え続けているエゾシカやアライグマなどによる農作物の被害を減らすため、猟友会余市支部古平分区の協力を得ながら継続して対象鳥獣の捕獲を実施してまいります。

(林業の振興について)

次に、林業の振興についてでございますが、平成31年度から地方の森林整備等を目的に交付される「森林環境譲与税」ですが、古平町としては国民皆で森林を支えるという制度の趣旨を理解し、税を適切に活用していただきたいと考えております。平成31年度につきましては、150年事業で植栽した桜の管理、森林所有者に対する意向調査のほか、将来の森林活用事業に向けて基金に積み立て

ることといたします。

また、森林の持つ多面的な機能を発揮させる「森林環境保全整備事業」ですが、林道チョペタン線付近の町有林7ヘクタールでカラマツの更新伐を行うとともに、過去に植栽した部分の下刈りとして、チョペタン線付近で6.1ヘクタール、林道専用道鼻垂石線付近で5.6ヘクタールの計11.7ヘクタールを予定しております。

さらに、「未来につなぐ森づくり推進事業」として、浜町と廻り渚の民有林4ヘクタールの所有者に対して、伐採後の植林に要する経費を助成し、森林資源の循環利用を推進いたします。

（漁業の振興について）

次に、漁業の振興についてでございます。水産資源の減少から「つくり育てる漁業」への重要性が増しているため、平成31年度も引き続き、「ウニ種苗放流事業」や「ヒラメ稚魚放流事業」に助成いたします。つくり育てた資源を密漁者から守るための「浅海資源保護事業」に対しても助成を継続いたします。

ウニの食害による磯焼け対策の一つとして、昨年度から実施しているウニの密度管理ですが、「水産多面的機能発揮対策事業」を活用して活動組織である「ふるびら海づくり推進協議会」に対して支援を行います。

国の直轄事業であります古平漁港の整備は、昨年度から継続で荷さばき施設前のマイナス3.5メートル岸壁への屋根設置工事、さらには、その背後と通称丸屋根岸壁からみなと公園前の道路改良が予定されております。

（商工業の振興について）

次に、商工業の振興についてでございます。消費者ニーズの多様化や日常生活圏の変化、人口減少に伴う地元での消費購買力の低下などで、町内商店は大変厳しい経営環境を強いられております。プレミアム商品券の発行は、そのような中でも一定程度の町内消費を確立できることや、新たな消費喚起に繋がることが見込まれるため、平成31年度も昨年同額を助成したいと考えております。

（中小企業の振興について）

次に、中小企業の振興についてでございますが、平成30年度は生産性向上特別措置法に基づき、中小企業の設備投資に対する固定資産税ゼロや補助金の優先採択などの特例措置が受けられる環境を整備したところでありますが、残念ながら申請がなかったところであります。今後も、商工会と連携を図りながら制度の再周知や中小企業が策定する「先端設備等導入計画」に対して支援を行っていきたいと考えております。

また、経済産業省の所管する「ものづくり・商業・サービス補助金」、「小規模事業者持続化発展補助金」等の中小企業を対象とした補助金について、昨年12月に北海道経済産業局の支援をいただき、商工会と連携し説明会を開催したところ、1件の採択、平成31年度の申請に向け、事業者数件から相談があるとのことでございます。引き続き商工会と連携を図りながら、制度の活用に対して支援を行ってまいります。

（観光の振興について）

次に、観光振興についてでございますが、昨年12月8日に後志自動車道の余市IC～小樽JCT

が開通したところでありますが、今年が初の本格的なシーズンとなることや、札幌圏との移動時間が大幅に短縮されたことから、ドライブ観光客などが多数訪れることが期待できます。

本町としては加盟する北後志観光連絡協議会が開業効果を北後志全域に広げる事業展開を予定していることから積極的に参加し、本町の魅力を最大限にPRしながら観光客を呼び込めるよう進めていく考えであります。さらには、これまでどおり町観光協会とも連携し、町内外のイベントで特産品などのPRをしながら本町の知名度アップを図ってまいります。

(ふるさと納税について)

次に、ふるさと納税についてでございますが、平成31年1月末現在で1億6,154万円と対前年比36.6%と激減しております。本町としては総務省からの「返礼品の調達費は寄附額の30%以下の地場産品」という通知を忠実に守り、これからも制度の健全な発展に資するよう適切に対応したいと考えております。

なお、これまで古平町に寄付をすることができるインターネットサイトを1つしか用意しておりませんでした。それを3つ程度に増やして寄付者の利便性の向上や、特産品を広く全国的にPRできる体制を整えてまいりたいと考えております。

(生活環境施策について)

次に、生活環境施策についてでございます。橋りょう長寿命化事業では、清丘2号橋修繕工事と丸山3号橋及び丸山6号橋の実施設計を予定し、道路ストック修繕事業の舗装では切削オーバーレイ245mを、道路附属物では道路照明の更新工事としてLED灯3基を予定しております。

河川事業では、河川維持としてチョペタン川、冷水川、丸山川及び関口の沢川の河床掘削を進めてまいります。

住宅事業では、除却が可能となった旭団地2棟8戸の解体を、清住団地では経年劣化が著しい屋根防水について改修を予定しております。住宅リフォーム支援補助では省エネルギーや新エネルギーの導入、耐震改修及び下水道接続に対して補助を継続し、住宅取得支援補助では空き家解消も図れる中古住宅取得に対しても補助を継続してまいります。

簡易水道事業では、入舟通線等で老朽配水管の更新工事を予定し、水道メーター300個の更新も継続事業として実施してまいります。

公共下水道事業では、下水道管理センターで電気設備更新工事と監視制御設備の実施設計を、浜町ポンプ場では機械設備更新工事を予定しております。さらに継続事業としてストックマネジメント計画の策定を昨年を引き続き実施してまいります。

4 平成31年度各会計予算について

最後になりますが、平成31年度各会計予算について申し上げます。古平町の財政は、大変厳しい状況にありますことから、健全な財政を維持するため、全ての事業を分野横断的に再点検し「選択と集中」の視点に立って、予算を編成したところであります。

平成31年度の予算規模は、一般会計34億7,500万円、特別会計1億9,150万円、公営企業会計4億2,570万円、合計で40億9,220万円です。

前年度と比較いたしますと、一般会計では、4%の増、特別会計では、7%の減、公営企業会計

では、5%の減、全会計では、2.5%の増となりました。

5 むすび

以上、町政運営を進めるに当たっての、私の所信の一端を述べさせていただきました。

古平町を取り巻く状況、これから進む道は、決して容易なものではありませんが、これまでの発展は、幾多の困難を乗り越え、果敢に挑戦した結果であると考えております。

私は、経済危機、人口減少、少子高齢化、地域の活力低下など直面する課題に挑み、古平町が将来にわたって輝きつづけ、持続的な成長・発展を成し遂げるため、町民のみなさまとともに、全力で取り組んでまいりたい決意であります。

町民の皆さま、町議会の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、平成31年度の町政執行方針といたします。

○議長（逢見輝続君） 以上で町政執行方針を終わります。

次に、教育行政執行方針について、石川教育長、どうぞ。

○教育長（石川忠博君） 平成31年第1回古平町議会定例会の開会にあたりまして、所管する教育行政の執行方針について申し上げます。

近年、AIをはじめとする科学技術の急速な進歩や少子高齢化、グローバル化の進展などにより、社会の変化を正確に予測することが難しい時代となってきております。

こうした状況の中で、次代を担う子どもたちには、変化を前向きに受け止め、豊かな感性を働かせながら、多様な他者と協働したりして、自らの可能性を発揮し、社会や人生をより豊かなものにしていくことが期待されており、そのための「生きる力」を育むことが求められております。

そのためには、新学習指導要領で示されているように、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と地域が共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程で明確にし、学校と地域が連携・協働して子どもたちに「生きる力」の要素である確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成していく「社会に開かれた教育課程」の実現をめざすことが重要であります。

本町におきましては、これまでも「生きる力」の育成に努めてきたところであり、学校・家庭・地域と連携して、学力・体力の向上、望ましい生活習慣の定着、いじめや不登校への対応、ふるさと古平についての理解を深める取組を推進してまいります。

また、高齢化が急速に進展し、人生100年時代といわれる中で、すべての人が生涯を通じて学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められております。

そのため、平成30年3月に策定した「第4次古平町社会教育中期計画（平成30年度～34年度）」に基づき、「健やかで心豊かな人づくりと、生涯学習による活力あるまちづくりを目指す社会教育の推進」を基本方針としまして、生涯を通して積極的に学び、その成果を生かせる社会教育活動の推進、地域文化や歴史を継承し心豊かな人づくりを目指すとともに、コミュニティ形成の基盤となり心身ともに健全な人づくりを目指すスポーツ活動の推進を重点として社会教育の充実に努めてまいります。

以下、所管する「学校教育」、「社会教育」の主要な取組について申し上げます。

第一が学校教育の充実についてであります。

学校教育におきましては、学校・家庭・地域が連携して確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育むために、次の3つを重点に取り組んでまいります。

1点目が「確かな学力」の育成であります。

学校教育では、子どもたちに「生きる力」を育むために、発達の段階や特性などを踏まえ、生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養することが求められております。

そのためには、各学校において「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づき、全国学力・学習状況調査やC R T（標準学力調査）などを活用して、子どもたちの状況に応じた「できる」を実感する授業改善を進めるとともに、少人数指導などの個に応じた指導の充実、放課後学習などの補充学習の充実、家庭と連携した学習習慣の改善に努めてまいります。

外国語教育については、平成32年度から実施される新学習指導要領の円滑な導入に向けて、小学校3、4年生で外国語活動を、5、6年生で外国語教育を行うとともに、A L Tの派遣や町民の皆様のご協力により外国語によるコミュニケーション能力の基礎を養ってまいります。

また、子どもたちの基礎・基本の定着を図り、家庭学習の習慣化につなげるために、学校と連携しながら「放課後ふるびら塾」を実施してまいります。

2点目は「健やかな体と豊かな心」を育む教育の推進であります。

体力は、人間のあらゆる活動の源であり、人間の健全な発達・成長を支え、健康的で充実した生活を送る上で大変重要であります。

全国体力・運動能力調査では、本町の子どもたちの体力は年々向上し、筋力や巧緻性が優れている一方で、柔軟性や全身持久力が低い状況にありますことから、体育専科教員を中心とした授業改善、小中学校の連携や公設スポーツクラブとの連携などを通じて子どもたちの体力向上を進めてまいります。

成長期にある子どもたちにとって、健全な食生活は健全な心身を育むために欠かせないと同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすことから、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう食育を推進することは重要です。

本町の子どもたちに朝食欠食などの食生活の乱れなどがみられることから、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるよう、栄養教諭を中心としまして、学校・家庭・地域が連携した食育を進めてまいります。

また、本町の地場産物を活用するとともに、衛生管理の徹底、アレルギーの的確な把握・対応などを図り、安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

子どもたちに豊かな心を育むためには、道徳の時間を中心とした道徳教育の充実を図るとともに、自然の中で豊かな体験をするなど、様々な体験活動を通じて、生命の有限性や自然の大切さ、自分の価値を認識しつつ他者と協働することの重要性などを実感し、理解できるようにすることが重要です。

「特別の教科 道徳」が小学校では平成30年度から教科化され、中学校では平成31年度から教科化されますことから、各学校で道徳教育推進教師を中心に道徳の授業の充実を図り、道徳的な判断力、実践意欲と態度などを育む教育を進めてまいります。

また、北海道教育委員会と連携した海洋教育の推進、漁業や農業に携わる方々のご協力による出前授業など、子どもたちが漁業や農業を体験する取組を進めるとともに、ボランティアのご協力による本町の伝統芸能である「たらつり節踊り」や「正調越後盆踊り」などの体験を通して、ふるさと古平を大切に思う心を育んでまいります。

教育上特別な支援が必要な子どもたちは増加傾向にあり、個々の実態を的確に把握し、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、継続的な支援を行うことが求められております。

このため、教育上特別な支援が必要な子どもたちの学習を支えるために、特別支援教育支援員の配置を行い、担任と連携して一人一人の実態に応じた教育支援を行うとともに、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の整備、特別支援学校のパートナーティーチャー事業などの活用、北後志特別支援連携協議会などの関係機関との連携を進め、特別支援教育の充実を図ってまいります。

読書活動は、子どもたちに読解力や想像力、表現力などを育み、自ら学び楽しさを味わい、知的探究心を培うことができますことから、自らが読書をする習慣づくりが大切です。

このため、学校司書を配置するとともに、ボランティアのご協力による読み聞かせなどを行い、学校、家庭、地域が一体となって、子どもの読書に親しむ機会の充実に努めてまいります。

3点目は、信頼される学校づくり、地域との連携であります。

「教育は人なり」といわれるように、学校教育において教員の資質能力は重要であり、教員には絶えず研修に努め資質能力を高めることが求められております。

このため、校長のリーダーシップのもとで校内研修の充実を図ることはもとより、北海道教育委員会と連携してキャリアステージに応じた研修機会の確保に努めるとともに、教職員による自主的な研究、研修への支援を行ってまいります。

未来を担う子どもたちに、確かな学力、豊かな心、健やかな体力を育むためには、学校を家庭や地域全体で支える体制づくりが必要となります。

このため、学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクールを平成32年度から導入するための準備を、学校・家庭・地域と連携して進めてまいります。

子どもたちが学校で安心して学ぶためには、子どもたち同士の間関係が重要です。各学校で「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期解消に取り組むとともに、関係機関と連携しながら、いじめの根絶に向けて取り組んでまいります。

また、不登校支援相談員を配置し、まなびの教育相談窓口を設置するとともに、学校、家庭、関係機関が連携して、いじめや不登校等に対応する体制を整備してまいります。

教員が子どもたちに充実した指導を行うために、健康でいきいきとやりがいをもって働きながら、学校教育の質を高めることができる環境を構築することが求められております。

このため、「古平町立学校における働き方改革アクションプラン」に基づき、勤務状況の把握、

時間外勤務の縮減などを進め、保護者や地域の皆様のご理解を得ながら、教員が教育活動に専念できる環境の整備に努めてまいります。

子どもたちの学校内外での安全・安心を確保するため、自らの安全は自ら守ることを基本として、各学校で危機管理マニュアルの整備・見直し、安全教育、教職員研修などを実施するとともに、学校、家庭、地域や関係機関と連携した通学路の点検などを行ってまいります。

第二は社会教育の充実であります。

まず、生涯学習の推進体制についてであります。

本町では、少子高齢化の進展の中、住民自身がまちづくりの担い手となるために、生涯を通じて学び、その学習の成果を地域で生かす「学び」と「活動」を循環させる体制を整備する必要があります。

このため、生涯学習推進協議会をはじめ関係機関と連携して社会の変化に対応した学習機会などを設けますとともに、地域学校協働活動事業や各種学習活動での地域人材の活用などを進めてまいります。

家庭教育は「生きる力」の基礎となる資質や能力を育成するものであり、すべての教育の原点であります。近年の核家族化や地縁的なつながりの希薄化などによって家庭の教育力の低下が指摘されております。

このため、子どもたちが一定期間親元を離れて集団宿泊生活を行いながら学校に通学することを通して、基本的な生活習慣の定着をめざす「ふるびら通学合宿」の実施、家庭や地域と連携した「早寝・早起き・朝ごはん」運動などによる望ましい生活習慣の定着、ブックスタート事業などの読書活動推進事業の実施、まなびの教育相談窓口の設置、家庭教育を支援する学習機会の提供などを行い、家庭教育の支援を行ってまいります。

青少年教育では、社会の変化に主体的に関わり、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造することのできる人材の育成が求められております。

このため、家庭や地域と連携して、子どもたちに自然の大切さや他者と協働することの重要性を実感させる「少年少女わんぱく王国」や海洋性スポーツ教室の開催など、体験活動の機会の充実に努めてまいります。

また、将来のまちづくりの中心となる青年の学習活動の充実を図るため、異業種交流事業などを開催し青年層のネットワークづくりを進めてまいります。

成人教育では、地域課題などに対応した学習プログラムを提供するとともに、学習活動の支援により地域づくりの中核となる人づくりが求められております。

このため、関係団体と連携して文化教室や地域課題に対応した学習機会の提供に努めるとともに、社会教育関係団体の活動の支援などを進めてまいります。

高齢者教育につきましては、高齢者の主体的な学びを支援し、学習活動がまちづくりなどに生かされる学習機会の提供、社会活動への参加を促進することが求められております。

このため、高齢者が自ら学び生きがいを持って、健康で豊かな生活を過ごすことができるよう、60歳以上の町民を対象とした「たけなわ学級」や文化教室、健康教室などを開催し、継続した学習

活動を実施するとともに、高齢者のもつ豊かな知識や技術、経験を還元できるよう地域学校協働活動やボランティア活動などへの参加を奨励してまいります。

芸術文化活動は、人々の創造性や表現力を高め、心豊かな社会の形成に重要な役割を果たすものでありますが、本町においては、少子高齢化、人口減少により芸術文化団体の会員数が減少し、指導者が不足する状況にあります。

このため、文化団体連絡協議会などの活動の支援による伝統芸能の伝承者の育成や文化祭などの成果を発表する機会確保の支援に努めるとともに、ふるびらゆかりの詩人であります吉田一穂の資料や民俗資料の展示について、関係団体と連携して取り組んでまいります。

スポーツは心身の健全な発達を促し、地域の活性化の役割も果たすことから、本町は昭和63年に「みんなのスポーツ町（タウン）」宣言をし、スポーツを通じた健康で明るい町づくりを進めておりますが、高齢化や人口減少により団体・サークルの会員数の減少、指導者不足などの課題が見られております。

このため、スポーツ推進委員など関係機関と連携し、水泳教室や健康教室などの開催による生涯スポーツの奨励、指導者研修会への参加奨励を図るとともに、ロードレース大会など各種スポーツ大会の実施、スポーツ団体の活動支援などを進め、ライフステージに応じたスポーツ活動の振興を進めてまいります。

本町の学習活動、文化活動の拠点である文化会館やスポーツ活動の拠点である海洋センターの老朽化が進んでおりますが、適切な維持管理に努めますとともに、職員の資質向上を図り、たくさんの町民の皆様にご利用いただけるよう努めてまいります。

以上、平成31年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましては、古平町の未来を支える子どもたちを地域全体で育む学校教育の充実と、町民一人一人が生き生きと学び続けることができる生涯学習を推進してまいります。

そのために、総合教育会議等で町長と相互の連携を図りながら、その使命を果たしてまいります。

町議会議員の皆様並びに町民の皆様の、なお一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 以上で教育行政執行方針を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第5 議案第1号ないし日程第10 議案第6号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第1号 平成31年度古平町一般会計予算から日程第10、議案第6号 平成31年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までを一括議題といたします。

議案第1号 平成31年度古平町一般会計予算について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） それでは、ただいま上程されました議案第1号 平成31年度古平町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、古平町各会計予算書、厚いほうの冊子の3ページ目をお開きください。歳入歳出予算、第1条として、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億7,500万円と定める。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。4ページから11ページにおいてお示ししております。

第2条として、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。これについては、12ページにお示ししております。

第3条として、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債による。同じく12ページにお示ししております。

一時借入金の借り入れの最高限度額を5億円と定めるものでございます。

次のページ、4ページ目をお開きください。2款地方譲与税のうち、地方道路譲与税を廃項としております。これは、平成21年の税改正により地方揮発油税に改正となったことから、滞納分を収入するため科目設定しておりましたが、この滞納分についても地方揮発油税の中に含まれて交付されることから、科目を廃止するものでございます。

次のページ、6ページ目をごらんください。歳入総額でございます。本年度予算34億7,500万、前年度予算33億4,000万円、比較いたしますと1億3,500万円の増となっております。

次のページお開きください。6款商工費に2項労働諸費を追加しております。

そして、次のページをごらんください。これまで款で持っておりました労働費については廃款といたしております。労働費の中にありました項労働諸費については、商工費に統廃合をしております。歳出の合計につきましては、歳入の金額と同額となっております。

次のページ、12ページをごらんください。債務負担行為の設定でございます。戸籍総合システムの機器更新に関する債務負担行為を設定しております。

第3表、地方債、この記載しているとおりでございます。

以上までが議決事項でございます。

次のページ、ピンク色の13ページ以降につきましては、地方自治法第211条第2項に規定する予算に関する説明書といたしまして、歳入歳出事項別明細書、給与費明細書、債務負担行為支出予定調書、地方債現在高調書となっております。

それでは、予算の内容の詳細について説明をさせていただきます。今度は、古平町各会計予算説明資料、薄いほうになります。薄いほうの6ページ目をお開きください。歳入予算比較性質別内訳調書となっております。

7ページ目の性質別内訳調書により、主な増減を説明いたします。町税2億537万3,000円、前年度と比較いたしまして203万円の増、個人町民税の増を見込んでおります。

地方譲与税8,917万2,000円、前年と比較いたしまして47万円の増、ここにつきましては森林環境譲与税の創設、消費税率の引き上げにあわせた自動車取得税交付金の廃止、自動車税環境性能割交付金の創設、地方特例交付金として自動車税減収補填特例交付金、軽自動車減収補填特例交付金並

びに子ども・子育て支援臨時交付金を予算計上しております。

地方交付税18億1,200万円、前年度と比較いたしまして2,700万円の増となっております。内訳といたしまして、普通交付税16億5,500万円、前年と比較いたしまして2,500万円の増の予算計上となっておりますが、平成30年度の決算見込み16億7,703万5,000円と比較いたしますと、2,203万5,000円の減となっております。

使用料・手数料6,193万円、前年度と比較いたしまして2,034万6,000円の増となっております。町立診療所の直営化による使用料及び手数料を計上したものでございます。

国庫支出金3億1,988万4,000円、前年度と比較いたしまして344万7,000円の増、中心拠点誘導複合施設関連の国庫支出金、社会資本整備交付金、C o 2とここでは書いてありますが、二酸化炭素抑制補助金による増でございます。

道支出金2億1,692万4,000円、前年度と比較いたしまして3,598万4,000円の増、これにつきましては、内訳として地域づくり総合交付金漁協システム改修分、参議院議員通常選挙、知事・道議選挙費の委託金による増が要素となっております。

寄附金1億3,000万1,000円、前年度比較いたしまして8,960万円の減でございます。ふるさと納税の大幅な減でございます。

繰入金1億7,612万4,000円、前年度と比較いたしまして4,917万1,000円の減となっておりますが、平成31年度予算におきましても財源不足を補填するため、財政調整基金を8,900万円、減債基金を1,300万円繰り入れしての予算編成となっております。大変厳しい財政状況、予算編成となっております。

諸収入6,573万6,000円、前年と比較いたしまして1,633万6,000円の増。これにつきましては、学校給食費の公会計化を平成31年4月から実施することによる増でございます。公会計化することにより、一層の公平、透明性を確保し、厳正な徴収管理を行うことといたします。

町債3億8,780万円、前年と比較いたしまして1億6,780万円の増、複合施設建設事業債、150年広場建設事業債、火葬場建設事業債による増でございます。

次のページ、8ページ目ごらんください。歳出予算比較表・性質別調書でございます。9ページ目の性質別内訳調書により、主な増減を説明いたします。人件費6億194万6,000円、前年度と比較いたしまして4,325万5,000円の増。これにつきましては、診療所関係の職員給与費2名分による増、退職手当組合の3年に1度精算が行われる精算負担金による増が主な要素となっております。

物件費6億3,669万1,000円、前年と比較いたしまして6,491万8,000円の減。内訳といたしまして、まず賃金が2,743万8,000円、前年と比較いたしまして3,336万8,000円の減、町長の執行方針でもありましたとおり、トップランナー方式の対象となる業務を包括的に委託したことによる減でございます。役務費が3,524万4,000円、前年と比較いたしまして1,042万7,000円の減。ふるさと納税の贈呈品の送料や郵便料による減が主な要素となっております。委託料3億7,886万5,000円、前年と比較いたしまして3,146万9,000円の減となっております。減額要素といたしまして、ふるさと納税の贈呈事業委託料、古平町立診療所指定管理委託料の減額。増額要素といたしましては、賃金でも説明いたしましたとおり包括業務の委託料がございます。

維持補修費 1 億3,977万1,000円、前年と比較いたしまして1,072万6,000円の増。これにつきましては、清住団地屋根改修費、道路除排雪費の労務単価上昇による増額要素でございます。

扶助費 4 億7,982万8,000円、前年と比較いたしまして102万円の減。

補助費等 3 億7,885万1,000円、前年と比較いたしまして613万円の増となっております。

建設事業費 3 億9,819万1,000円、前年と比較いたしまして 1 億8,653万8,000円の増、複合施設建設事業、150年広場整備事業、火葬場建設事業、漁協システム改修事業補助金による増でございます。

公債費 4 億1,331万2,000円、前年と比較いたしまして955万7,000円の増、平成27年に整備いたしました沖町住民センター、診療所購入事業などの元金償還が始まったことによる増でございます。

積立金6,237万円、前年と比較いたしまして3,970万円の減、ふるさと納税の減収を見込んだふるさと応援基金積立金の減でございます。それとあわせまして、森林環境税の基金積み立ても追加しております。

繰出金 3 億5,058万1,000円、前年と比較いたしまして1,975万5,000円の減でございます。

次に、主な建設事業についてご説明いたします。42ページ目をごらんください。中心拠点誘導複合施設建設事業でございます。事業内容といたしまして、中心拠点誘導複合施設の実施設計、同じく外構の実施設計、防災備品庫の実施設計、文化会館前車庫等の解体工事の実施設計、中心拠点複合施設用地の購入ということで、敷地内にあります国有地、予定道路敷地の購入に伴う購入費とこれまでの使用料、それと購入に必要となる図面の作成経費を見込んでおります。

隣のページに移りまして、43ページ目、ふるびら150年広場整備事業でございます。事業内容といたしましては、ふるびら150年広場の実施設計費、恵比須小路線改良の実施設計費、文化会館解体工事の実施設計費となっております。

ページめくっていただきまして、46ページ、1枚、2枚めくっていただきまして46ページ、火葬場建設事業でございます。事業費は、1 億6,380万9,000円、31年度については本体工事、外構工事、備品購入、工事管理をやることとなっております。

次に飛びまして、55ページ目をお開きください。17、その他の事業概要といたしまして、一番上、総務課、2、1、1、包括業務委託事業ということで、先ほどから何度も出てきていますとおり幼児センター清掃業務、プレジャーボード監視業務、小中学校の公務補、清掃業務、同じく小中学校の特別支援員業務、図書館司書、給食センター調理員、不登校支援相談員業務、海洋センターの管理業務、武道館清掃業務、文化会館公務補業務について包括的に一括して委託をするものでございます。

中段2、1、6、産業基盤創出可能性調査、これも町長の執行方針にありましており新たな産業基盤を創出するための基礎調査を実施するものでございます。

一段下、古平町特産品開発協議会助成事業ということでございますが、150年を事業を契機に取り組んだ事業を継続するため、これまでの実行委員会をベースに新たな協議会を立ち上げ、これまでの取り組みを継続していくものでございます。

次に、57ページ目をごらんください。下段のほうから3、1、5、老人福祉施設等整備基礎調査事業ということで、300万計上しております。これも同じく町長の執行方針にありましており次期

介護保険事業計画策定に向けた町内の老人福祉施設等の整備に関する基礎調査を実施するものでございます。

次のページめくってください。お開きください。町立診療所運營業務ということでございます。予算額としては、6,521万1,000円となっております。括弧書きしておりますのは、指定管理を行っていたときの運営管理の業務となります。直営化することにより、町の持ち出し、いわゆる一般財源の総額につきましては3,302万7,000円を見込んでおります。

隣のページ、ふるさと納税事業に関する歳出でございます。ふるさと納税額の寄附金額の減少を見込んでおりますので、必要経費についても前年度の1億1,766万1,000円から6,749万5,000円に減少を見込んでいるところでございます。

69ページ目をお開きください。一般財源の推移でございます。最後に、この資料を用いまして、本町の31年度の財政状況について説明をさせていただきたいと思っております。平成31年度予算において、一般財源の総額は21億7,827万9,000円となっております。これは、行財政構造改革に集中的に取り組んでおりました18年度から平成22年度の期間中一番左端にあります平成21年度の一般財源総額21億8,578万2,000円を下回っております。いわゆる人件費削減など、財政再建に取り組んでいた水準以下の一般財源の総額でございます。一般財源は、町村が経営する上で自由に使えるお金でございます。それが平成21年の水準並みに落ちております。平成27年度を見ていただければわかるのですが、地方交付税が大幅に増額し、財政状況が好転したかのように見えておりましたが、地方交付税は年々減額され、本町の大変厳しい財政状況に拍車がかかっております。また、国の地方財政計画で地方財政収支の見通しに占める税収の割合というのがあります。国の地方財政計画によりますと、一般財源総額のうち税収の割合は66.2%、本町の31年度予算に計上しております税収の割合は、一般財源総額の9.4%となっております。国が想定している税収を大幅に下回っているという脆弱な財政基盤だということでございます。本来であれば、地方財政計画では税収の伸びなどから一般財源総額はふえることと見込まれているところでございますが、本町の一般財源総額は前年比1.8%の減を見込まなければならない状況でございます。このような状況、前回の行革集中期間と同等の財政健全化に努めなければならない状況こそが本町の財政が大変厳しいと説明をしております理由の一端でございます。

以上、財政状況の説明を申し上げて、平成31年度一般会計予算の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） ただいま議案第1号 平成31年度古平町一般会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第2号 平成31年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） 議案第2号 平成31年度古平町国民健康保険事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

国保会計につきましては、薄いほうの予算説明資料のほうでご説明いたします。説明資料76、77ページをお開きください。平成31年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,680万円で、前年度比1,400万円の減となっております。

歳入のほうから説明いたします。76ページのほうになります。1款1項国民健康保険税7,316万6,000円で、前年度比630万1,000円の減となっております。保険税の実績及び算定状況につきましては、同じく予算説明資料の80ページに載せておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、3款1項他会計繰入金でございますが、5,169万5000円で、前年度比757万3,000円の減となっておりますが、大きくは職員給与費等繰入金で、昨年度2名分から1名分へ減額となったことのほか、基盤安定繰入金が増したことによるものでございます。

続いて、5款3項受託事業収入、4項雑入ですが、これまで雑入で計上しておりました特定健診事業の受託収入分を新たに3項を設けまして、190万5,000円計上したものでございます。

続きまして、右のページ、歳出のほうに移ります。1款1項総務管理費1億1,717万円で、前年度比1,883万7,000円の減でございます。主な理由としましては、職員1名分の人件費の減と広域連合負担金が1,400万円の減額となったものでございます。

2項徴税费につきましては、役務費において少額の減額となっております。

2款1項基金積立金、3款1項償還金及び還付加算金については、昨年度と同額計上としております。

以上で平成31年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） ただいま議案第2号 平成31年度古平町国民健康保険事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第3号 平成31年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） 議案第3号 平成31年度古平町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

後期会計につきましても、予算説明資料のほうで説明させていただきます。説明資料86ページ、87ページをお開きください。平成31年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,470万円で、前年度比40万円の減となっております。

歳入のほうから説明いたします。1款1項後期高齢者医療保険料でございますが、前年度比29万1,000円減の3,202万1,000円となっております。

1つ飛ばしまして、3款1項一般会計繰入金でございますが、前年度比126万2,000円増の3,149万3,000円で、主に基盤安定繰入金が増額となった一方、臨時職員の配置によりまして増額分がありました。それで、総体でふえたものでございます。

5款3項受託事業収入でございますが、歳出で計上しております高齢者健康診査に充てる受託収入として後期広域連合から交付されるものでございますが、委託単価と消費税のアップによりまして、やや増額となっております。

続きまして、歳出のほうに移ります。1款1項総務管理費の856万6,000円につきましては、歳入でも説明いたしましたが、臨時職員分の配置による増が大きな原因で、前年度比194万6,000円の増となっております。

2項徴税费24万4,000円、保険料賦課に関する経費を計上しております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金5,552万1,000円につきましては、後期高齢者医療広域連合の積算に基づく負担金を計上しております。

3款諸支出金につきましては、過年度に納付された保険料の還付金及び還付加算金でありまして、昨年度と同額計上でございます。

以上で平成31年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） ただいま議案第3号 平成31年度古平町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第4号 平成31年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第4号 平成31年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を申し上げます。

予算書、厚いほうのものです。予算書の353ページをお開きください。歳入歳出予算の関係ですけれども、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,300万円と定めるものです。前年比較では、2,500万円の減でございます。

予算の款項、金額などにつきましては、第1表を次のページ、354ページから357ページにお示ししております。

それでは、歳入について説明します。説明資料、こちらの薄いほうの資料で、90ページをお開きください。90ページ、歳入予算から説明します。1款1項負担金13万9,000円の計上でございます。

2款1項使用料9,155万8,000円の計上で、前年比較では460万6,000円の減でございます。ここにつきましては、水道使用料の調定額が減少していることを踏まえた計上となっております。

飛ばしまして、3款1項道補助金1,276万6,000円の計上で、配水管更新工事の財源として計上しております。

飛ばしまして、5款1項他会計繰入金2,373万1,000円の計上で、一般会計からの繰り入れですが、普通交付税の水道事業公債費相当額を繰り入れしていただいているものでございます。

5款2項基金繰入金481万1,000円の計上で、簡易水道財政調整基金からの繰り入れで、歳入不足を補う繰り入れとなっております。

7款2項受託事業収入593万4,000円の計上で、消火栓更新工事などの収入を見込んでおります。

7款3項雑入442万円の計上で、送水管移転補償に伴う収入が主なものとなっております。

8款1項町債2,960万円の計上で、配水管更新工事の財源として発行される簡易水道事業債でございます。

引き続き、歳出をご説明いたします。次のページをごらんください。1款1項総務管理費2,524万1,000円の計上で、ここでは会計の運営に伴う職員人件費、それと消費税納付金などが計上されております。

2款1項施設管理費2,788万6,000円の計上で、前年比較では172万円の減でございます。ここでは、浄水施設や配水管施設の維持管理経費が計上されております。

2款2項施設整備費5,876万円の計上で、前年比較では838万円の減で、配水管更新工事や量水器

更新工事などを計上しているものでございます。

3款1項公債費5,416万9,000円の計上で、前年比較では1,424万4,000円の減でございます。

飛ばしまして、4款2項給水工事受託事業費518万7,000円の計上で、ここでは消火栓の工事などを受託しまして、発注する費用が計上されております。

5款1項予備費175万6,000円の計上となっております。

以上で平成31年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） ただいま議案第4号 平成31年度古平町簡易水道事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第5号 平成31年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第5号 平成31年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を申し上げます。

予算書425ページをお開きください。425ページです。歳入歳出予算の関係ですが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億930万円と定めるものです。前年比較では、280万円の増でございます。

予算の款項、金額などに関しましては、第1表を次のページ、426ページから429ページまでお示ししております。

それでは、歳入についてご説明しますので、説明資料、薄いほうの資料100ページをお開きください。歳入からご説明いたします。1款1項使用料3,020万円の計上で、ここでは下水道使用料が計上されております。

飛ばしまして、国庫支出金、2款1項国庫補助金ですけれども、1,140万円の計上で、前年比較では304万5,000円の増でございます。施設の長寿命化事業やストックマネジメント計画策定の財源として計上しております。

4款1項一般会計繰入金1億6,004万5,000円の計上で、前年比較では296万3,000円の減でございます。基準内繰り入れで80万7,000円の減、基準外繰り入れ、いわゆる赤字補填分ですが、そこでは215万6,000円の減となっております。

飛ばしまして、7款1項町債760万円の計上で、前年比較では270万円の増額でございます。施設の長寿命化事業の財源として発行される起債でございます。

引き続きまして、歳出をご説明します。次のページ、101ページをごらんください。1款1項総務管理費1,745万4,000円の計上で、ここは会計の運営に伴う職員人件費、それと消費税納付金などが計上されております。

2款1項施設費6,774万4,000円の計上で、前年比較では838万4,000円の増でございます。ここでは、下水道施設の整備や維持管理経費が計上されております。主な下水道施設の整備としまして、処理場やポンプ場の電気と機械設備の更新工事、それと監視制御装置の実施設計などが計上されております。

3款1項公債費1億2,324万7,000円の計上で、前年比較では258万4,000円の減でございます。

4款1項予備費85万5,000円の計上となっております。

以上で平成31年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） ただいま議案第5号 平成31年度古平町公共下水道事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第6号 平成31年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） 私のほうからは、議案第6号 平成31年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成31年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,340万円で定めるものです。前年度比10万円の減となっております。

それでは、予算書と予算説明書を使用しますので、まず初めに歳出からご説明いたしますので、予算書の510ページをお開きください。1款1項1目通所介護事業費3,196万3,000円で、前年度比90万8,000円の減額です。これは、口座振り込み手数料のほか、社会福祉協議会へのデイサービス事業運営委託料です。詳細につきましては、後ほど516ページ、517ページをごらんください。

1款1項2目短期入所生活介護事業311万3,000円で、前年度比64万1,000円の増額となっております。診療所における短期療養介護事業の休止に伴う利用増と、過去の実績などを勘案して平均利用予測を30日から39日に変更したことにより、13節の委託料の運営業務委託料を52万5,000円増額したことによる大きな要因となっております。

1款2項居宅介護支援事業費811万8,000円で、前年度比15万5,000円の増額となっておりますが、これはケアマネジャーの人件費の定期昇給等によるものであります。

1款3項介護予防支援事業費5万5,000円で、介護予防プラン作成業務委託料を過去の実績と要支援認定者の状況を勘案して同額としております。

続きまして、歳入のご説明をいたしますので、500ページをお開きください。1款1項1目居宅介護サービス費等収入2,768万1,000円で、前年度比297万9,000円の増額となっております。次の3事業では、1節、通所介護では地域密着型へ指定変更することで、サービス提供の対価である介護報酬額が増額となり、204万5,000円の増となっております。2つ目の事業です。居宅介護支援サービス計画では利用者増を見込んで前年度比9万6,000円の増、次の短期入所生活介護では歳出でご説明したとおり利用者増を見込んで78万7,000円の増額となっております。

1款1項2目介護予防サービス費収入90万3,000円で、前年度比12万3,000円の増額で、要支援者の利用増が見込まれるものであります。

1款2項1目自己負担金収入については、サービス収入に見合った額の予算計上でございます。

次のページに移りまして、2款1項一般会計繰入金1,110万6,000円で、前年度比309万4,000円の減額となっておりますが、これは4つのサービス事業の収入、支出の調整の結果であります。詳細につきましては、予算説明資料、薄いほうです。114ページ、115ページをお開きください。こちらのほうでは、4つのサービス事業について、事業費とその財源について図式で示しております。まず、114ページの上のほう、(1)、通所介護事業では、総事業費3,196万3,000円に収入を差し引

きまして、610万4,000円が不足するため、一般会計より繰り入れをするものでございます。下の(2)、短期入所生活介護事業では、総事業費に対しまして収入が324万7,000円となりますので、こちらの事業は13万4,000円の黒字となっております。この事業は、生活支援ハウスの職員が行っており、人件費の一部が指定管理料に含まれているため、黒字となっているものでございます。次のページに移りまして、(3)、居宅介護支援事業、ケアプランの事業であります。こちらのほうも総事業費811万8,000円に対しまして収入と黒字事業の分を充当しまして、残りの485万4,000円を一般会計から繰り入れ、充当するものです。その下、(4)、介護予防支援事業では、事業費5万5,000円に対し、介護サービス収入90万3,000円を見込んで84万8,000円の黒字であります。こちらは、人件費が包括支援センターの職員の業務の一環として行っているため、システム経費及び人件費については一般会計で計上しているため、黒字となっているものでございます。以上のことによりまして、黒字事業2つ、赤字事業2つということで、その差額、差し引きの赤字額が1,095万8,000円となりまして、歳入の繰越金、諸収入、予備費などの差引額14万8,000円を加えた1,110万6,000円が一般会計から繰り入れするものでございます。

以上で平成31年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 以上で日程第5、議案第1号 平成31年度古平町一般会計予算から日程第10、議案第6号 平成31年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までの説明が終わりました。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 0時56分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き、ちょっと時間が早いのですが、皆さんおそろいですので、会議を再開したいと思います。

6つの予算については、例年全員で構成する予算審査特別委員会を設置して審査しているところでございます。

お諮りします。本件は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第6号までは、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時56分

再開 午後 1時01分

○議長（逢見輝続君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第7号

○議長（逢見輝続君） 日程第11、議案第7号 平成30年度古平町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第7号 平成30年度一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページ目をお開きください。本件は、第1条といたしまして、歳入歳出の予算の補正として既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,428万9,000円を追加し、総額を34億9,514万6,000円とするものでございます。

補正の款項の区分等並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、第1表を2ページ、3ページにお示ししております。

第2条、繰越明許費の補正として、中心拠点誘導複合施設建設事業に関する繰越明許の設定でございます。4ページにお示ししております。これについては、基本設計業務を繰越明許して行うものでございます。

第3条、地方債の補正として、同じく4ページ目にお示ししておりますが、これは決算見込みによる数字の整理でございます。

それでは、今回は歳入から説明させていただきます。6ページ目をお開きください。今回の補正予算につきましては、決算を見込んだ整理補正が大部分を占めております。整理補正の大きなもの、それ以外の主なものについて説明をさせていただきます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、総務費の補助金の中で地域公共交通確保維持改善事業補助金というものがあります。これについては、不採択となったため、減額するものでございます。

その下段、決算見込みによる整理なのですが、社会資本整備総合交付金（活力創出基盤整備分野）ということで、高校通線、橋梁長寿命化、道路ストックですとかに充当している財源なのですが、決算見込みで当初少な目に見ておりましたので、それが戻ったという決算見込みによる補正でございます。

次のページに移りまして、15款2項財産売払収入、ここに不動産売払収入というのがございます。後ほど財産の処分の議案がありますが、旧北海信用金庫古平支店の売却収入を予算として計上したものでございます。

次のページに移りまして、下段のほう、1項町債、高校通線改良事業債と橋りょう長寿命化事業債、これにつきましては、先ほどの補助金が多くなったことに伴う起債の減額でございます。

次のページに移りまして、歳出でございます。2款総務費、委託料として町有建物除排雪委託料を計上しております。2月初めの大雪により、現在は暖冬により雪解けが進んでおりますが、除排雪委託料が不足すると見込まれたため委託料の増額補正をしております。その他総務費につきまし

ては、ふるさと納税の決算を見込んだ整理補正を行っております。

6項監査委員費、既定の予算に2万3,000円追加しておりますが、監査委員の報酬でございます。これは、退任、就任がございまして、日割による報酬が発生したことによる増でございます。

次のページ、14、15を飛ばしまして、16、17ページ目をお開きください。衛生費、1項保健衛生費ということで、ここに町立診療所病棟ベッド等購入費、これは事業取りやめておりますので、全額減額いたします。それとあわせまして、町立直営化になることによりまして、ヘモグロビンA1c測定器を購入する補正予算でございます。

下段、清掃費の光熱水費、これは電気料でございます。商工費も同じく電気料でございます。

次のページに移りまして、8款2項道路橋りょう費、これも先ほどの町有建物の除雪の委託料と同じ理由で除雪の費用の増加を見込んでおります。

10款教育費、3項中学校費、需用費で修繕料を見ております。これにつきましては、暖房機が故障したため補正予算を増額しているものでございます。

次のページに移りまして、11款2項厚生労働施設災害復旧費でございますが、これは先般胆振東部地震で影響を受けました町立診療所の復旧工事が完了いたしましたので、工事費の確定による減額でございます。

13款諸支出金、1項基金費、コミュニティセンター建設基金と庁舎建設基金に財政調整基金から振りかえて積み立てをするものでございます。ふるさと応援基金積立金につきましては、寄附金額の減額による減少でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○9番（工藤澄男君） ページ数では18ページの道路除雪費なのですがすけれども、委託料として2,300万ほど出ておりますけれども、この2,300万の使い道をちょっと教えてください。

○建設水道課長（高野龍治君） 2,300万の内訳ですけれども、除雪が2回から4回分、それとロータリーの運搬排雪1回分、それと3月の雪を堆雪している場所の雪割りとか、あと堆雪している場所の運搬、ダンプに積んで運搬して投げるといった部分、大きなものとしてこの3つの部分を見込んで2,300万増額しております。

○9番（工藤澄男君） これは、もう終わったやつの分なのですか、それともこれからやるということですか。

○建設水道課長（高野龍治君） この補正予算が2,300万円を計上したときのタイムラグといいますか、うちのほうの事務上財政課のほうに数字を教えなければならない日付が2月の上旬でした。そのときは、まだその2月の上旬に関しては今までにない大寒波来たとか、雪が毎日降っておりましたので、その2月の上旬の段階では既存の予算7,000万がもうなくなるという状況でした。ただし、今2,300万計上しておりますけれども、先ほど総務課長のほうからも説明ありましたが、それ以降暖気になって除雪の回数、それと運搬排雪に関してもこのままでいけばこの2,300万消化しなくてもいいのかなど。多分不用額で最終的に決算になるのかなというふうに担当としては考えております。

○9番（工藤澄男君） 確かに暖気にはなって、雪は確かに減っていますけれども、古平町内ずっと見て歩きますと2車線のところが1車線になって、交通の交差不便なところがかかなりあって、町民の方から結構苦情が出ています。実際に私も運転して歩くものですから、そういうところをせめてロータリーでなくても、その部分だけでも2車線確保できるようにしたらいいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 現状としては、我々も把握しておりますが、今の段階では危険なところは常時町民からも連絡入っております、そういったところは担当職員確認した上で対応したりはしております。ただ、全部が全部1車線しかないところを2車線あけるとかというのは今のところ考えていなく、連絡いただいてうちの職員確認した上で、どうしてもやらなければならない状況であれば対応していきたいというふうに考えております。

○3番（真貝政昭君） 4ページの繰越明許費補正で、中心拠点誘導複合施設建設事業の基本設計の繰越明許なのですけれども、資料請求でも基本設計ができ上がった段階で国からの補助額とか、それから建物の維持管理費の概算が出るという答弁がされてきたのですけれども、資料請求したところその資料が出てこなく、また繰越明許ということで私たちの任期が切れる新年度にまたが行われるということで、全く不明という形で終わらざるを得ない。非常に責任上責任が持てない形となっている状況です。

伺いますけれども、金額的な面についてはそういう認識でおりますが、設計そのものは庁舎建設という点では初めてのケースということで、異様な設計案だというふうに感じております。それで、庁舎の中に図書館があるということが、タウンミーティングの際に南三陸町を視察した議員から新庁舎内に図書館があるという発言がありましたけれども、確認したところそのようなことはなく、庁舎のみということでありました。議会においては、貞村町長から合併町村の支所に庁舎内に図書館があるところがあるという説明がありましたけれども、確認をしておきたいのです。町村名明らかにしていただきたいということと、それが実際図書館なのか図書室なのかという点、この2点について確認しておきたいので、答弁をお願いします。

○総務課長（松尾貴光君） 日高管内に1町村、支所がございます。日高管内。もうそれだけ言えば十分調べられると思います。

あと、それと何でしたか、もう一点。図書室か図書館について、見に行ってきたのですが、図書館だったと思います。

○3番（真貝政昭君） 日高管内のどこの町村の支所なのかということは確認しているのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 新ひだか町の三石支所になります。

（「合併町村ですね」と呼ぶ者あり）

○3番（真貝政昭君） これは、合併になってからの新規のものなのですか。

それと、現在の人口はどのようになっているのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 合併後に建てられたものだと認識しております。

あと、機能分担、まず新ひだかの人口についてはわかりません。それと、どのような機能分担をして本所と支所と役割分担しているかについても、現状については役場としては押さえておりました。

ん。

○1番（木村輔宏君） 先ほど工藤議員からもお話出た排雪の関係なのですが、全部私も歩いているわけではないのですけれども、最近苦情が結構来て、町にもお話ししたことがあるのですけれども、みどり公園のところの雪が道路に出てしまって、町の道路でない他人の道路を歩いて道路になっているのです。ああいうものというのは、ロータリーか何かで飛ばすとかという考えはないものでしょうか。古平町の全体はわからないのですけれども、そういう道路だけはせめて排雪までいかなければ、除雪みたいなのをしないと人のところを通っているというのはちょっといかなものかと思うのですけれども。

○建設水道課長（高野龍治君） 具体的に私今どの場所かってわかりませんので、改めて場所を教えてください、ちょっと確認して対応できるものは対応していきたいと考えております。ただ、あと3月の先ほど説明の中で雪割りと言っているのは、そういったその他人の土地を借りて雪をためていたりしているところをする費用と、あと公園の中を雪割りする費用も入っておりますので、その辺説明不足だった部分もありますので、今ちょっとしゃべらせていただきました。

○1番（木村輔宏君） 私が言ったのはそうではなくて、道路があって、その道路が道路でない道路を通っているだけ雪がたまっていますよという。みどり公園のところ歩いてみればわかると思うのです。車行ったらわかると思うのです。道路の半分がもう雪なのです。その道路を通るとすると他人の土地を通して今実際に走っているという感じ。まともに道路を真っすぐ走れるような状態でないだけ雪が積もって、いろんな機械か何かで入れていると思うので、ためていると思うのです。だから、来年あたりはそういうところに、ここから表に雪を出さないでくださいというような方法も必要だろうと思うのです。通っているところが。さっき言った工藤議員が言ったのとちょっと違うのです。そういうところが何か所かあるみたいなので、ずっと見て歩いて、排雪すれというのではなくて、そういうところをちょっと削る、ロータリーで飛ばすぐらいでもいいと思うのですけれどもという意味です。

○建設水道課長（高野龍治君） 確認して、そういった状況がある、他人の土地通っているというのはちょっとまずいことだと思いますので、そういった状況が確認できたら、対応できるものは対応していきたいと考えます。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 繰越明許費に上がっております総務費の中心拠点誘導複合施設建設事業ですけれども、基本設計が新年度にずれ込むということなのですけれども、この計画に当たっては平成29年の補正で3月にZEBの補正予算が上がっておりますけれども、28年度の11月に既に特定業者と基本設計の随意契約をしていると。まず、金額的にも法令違反ですし、それから予算を議会承認されてから事を起こすという法律上のルールからしても、違反をして事を進めてきたと。それと、基本的に設計、施工を一括ということで、業者からの提案を受けてからということで、議会や町民

の意見を排除して事が進められて、1社による公募型プロポーザルということで決定してきた経緯がございます。これは、町民の目からいっても、それから議会側を無視したという点からいっても認められない行為です。全くのルール違反で事が進められていると。さらに、近辺の建設事業であれだけ大きな古平小学校が14億ということで、工事関係者も驚いている規模でしたけれども、総3階建てで安上がりにできるはずのものが上限25億という建設事業に膨れ上がっているということに対して、資金計画が議会に示されないままでこれを進めさせる、議会が認めるというふうにはならない。しかも、20年後には1,000人台に人口が落ち込むというふうに首長そのものが言っている中で、これだけ大規模で今までよりも維持管理費がかかるというものを果たして認めていいのかどうかという、そういう選択を私たちは任期最後に迫られているわけです。これは、こういう状態では認められないと。やけどをしないうちに、大やけどしないうちにこれを一旦やめて、最初からのスタートライン、振り出しに戻すという、そういう選択が適当でないかというふうに考えております。幸いにも町長が心配されていた地方交付税の関係で、平成32年度までに庁舎を建設しなければならないという縛りが緩和されて、32年度までに実施設計がやられれば交付税措置されるというふうになっておりますし、国、それから国土交通省、それから環境省に補助をもらうにしてもそんなに急ぐものではないという観点からしますと、一旦ここでやめてもらって、そして町民参加のもとに本当にみんなが喜んで認めるような庁舎の建設計画に走っていただきたい、それを強く希望しまして、この議案に反対します。

○議長（逢見輝統君） 続いて、賛成討論。

○1番（木村輔宏君） これは、練りに練った議案が何度も出ていまして、今これやらなければ、実際この前も監査委員会があったときにそういう物事をやりますというのを北海道で一、二町村ありますよと、すばらしいことですねというお話をちらっと聞いたのですけれども、ずれたのは1年か2年、ただし古平町の今このコンパクトな庁舎をつくるという、こういう設計のもとで今やらなければ、100年後の古平町にどんなもの残るのか。まさかプレハブ住宅で生活するわけにいかない。町民だって、お金かかることは大変だろうと思っていますでしょうけれども、やることについては大賛成だろうし、これからいろんな中で切磋琢磨しながら不必要なものを削りながら、我々町民、また執行部の皆さんも、また我々も果たして町会議員としてこの次入るか落ちるかわかりませんが、議員の方々もいろんな中で無駄なものは削っていく、また我々の話も逆に町でも聞いていただきながら、100年計画の中の立派なものをつくっていただきたいと私は期待を申します。そういう意味で、賛成したいと思います。

○議長（逢見輝統君） ほかに反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、賛成討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第7号 平成30年度古平町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(逢見輝統君) 賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議長(逢見輝統君) 日程第12、議案第8号 平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました議案第8号 平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ254万3,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億7,328万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので、28ページ、29ページをお開きください。1款1項総務管理費でございますが、既定の予算に37万9,000円を追加し、予算額1億5,467万5,000円とするものでございます。こちらは、健康診断委託料の減額のほか、広域連合負担金の決算を見込んでの増額補正となります。

2款1項基金積立金1,699万9,000円を追加するもので、30年度黒字決算として見込まれる分を基金に積み立てるものでございます。

4款予備費でございますが、既定の予算から1,992万1,000円を減額し、91万3,000円とするもので、基金積み立て分及び財源調整としての減額でございます。

続きまして、歳入のほうに移ります。26ページ、27ページをお開きください。3款1項他会計繰入金184万3,000円を減額し、5,262万6,000円とするもので、基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の決算を見込んでの補正でございます。

続きまして、5款3項雑入でございますが、70万円を減額し、4,118万9,000円とするものでございます。こちらは、歳出での健診委託料の減額に伴い、広域連合からの支出金を減額するものでございます。

以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第8号 平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決い

たします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議長(逢見輝統君) 日程第13、議案第9号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました議案第9号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ153万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ6,647万5,000円とするものでございます。

歳入のほうからご説明申し上げます。34ページ、35ページをお開きください。4款1項一般会計繰入金で、既定の予算から106万2,000円を減額し、3,185万3,000円とするものでございます。こちらは、決算を見込んだ繰入金の調整と基盤安定負担金の額の確定による減額でございます。

6款5項雑入、既定の予算から47万2,000円を減額し、16万8,000円とするもので、財源調整によるものでございます。

続きまして、歳出のほうに移ります。36ページ、37ページです。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金でありますが、既定の予算から153万4,000円を減額し、5,624万円とするものでございます。こちらは、歳入で繰入金の減額をしておりますとおり、決算を見込んだ納付金の減額補正となっております。

以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第9号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長（逢見輝統君） 日程第14、議案第10号 平成30年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第10号 平成30年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ669万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,987万3,000円とするものでございます。

補正の款項、金額などに関しましては、第1表を40ページ、41ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明しますので、46、47ページをお開きください。2款1項施設費、補正額としまして669万円の減額でございます。委託料と工事請負費の整理補正になります。これにつきましては、国費配分が減少したということから事業が執行できませんでした。そういったことの減額でございます。

引き続き、歳入のほうをご説明しますので、44、45ページをお開きください。2款1項国庫補助金、補正額としまして334万5,000円の減額でございます。先ほどの歳出の整理補正に相当する補助金を減額したものでございます。

4款1項一般会計繰入金、補正額としまして14万5,000円の減額でございます。これにつきましては、財源調整でございます。

7款1項町債、補正額としまして320万円の減額でございます。これも歳出の整理補正に相当する下水道債の減額をしたものでございます。

以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第10号 平成30年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号ないし日程第17 議案第13号

○議長（逢見輝統君） 日程第15、議案第11号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から日程第17、議案第13号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案までは関連する議案でありますので、一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま一括で上程されました議案第11号 特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例案、議案第12号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第13号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の3議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案につきましては、特別職の給与が49ページから50ページ、教育長の給与が51ページから52ページ、議会議員の報酬が53ページから54ページでございます。

本件は、町長、副町長、教育長、議会議員の平成31年6月期以降の期末手当の割合を6月分は100分の212.5から100分の222.5に、12月分は100分の227.5から100分の222.5に支給割合を平準化し、年間の支給割合を100分の440から100分の445に引き上げる改正でございます。

施行期日は、平成31年4月1日でございます。

なお、改正内容につきましては、特別職報酬審議会へ諮問し、答申を得ております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時39分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第11号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

議案第11号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

議案第12号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第13号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第14号

○議長(逢見輝統君) 日程第18、議案第14号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(松尾貴光君) ただいま上程されました議案第14号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案56ページ目をお開きください。本件は、第1条改正として、特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。特別職で非常勤の職員から生涯学習アドバイザー及び不登校児童生徒相談員を削る改正でございます。この2つの特別職で非常勤の職員については、平成29年の地方公務員法等の改正により、特別職から一般職に移行をするものとされましたので、表から削り、一般職とする改正、上下水道事業審議会の名称を簡易水道事業審議会へと文言を整理する改正の以上2点でございます。

第2条改正といたしまして、簡易水道事業審議会条例の一部改正でございます。簡易水道事業審議会の委員定数を10名から10名以内にと文言を整理する改正でございます。

施行期日は、平成31年4月1日でございます。

以上で提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第14号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（何事か言う者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論、討論終わったのだ。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第15号

○議長（逢見輝統君） 日程第19、議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案58ページ目をお開きください。本件は、民間の労働法制において働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、罰則付きの時間外労働の上限制度が導入され、原則として平成31年4月から施行されることになっております。また、国家公務員においても超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定める等の措置を講じることとしたところでございます。地方公務員においても地方公務員法第24条第4項に規定する均衡の原則により超過勤務命令を行うことのできる上限を定める必要が生じたことから、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容としては、時間外勤務に関する事項を規則に委任する旨の規定を設けるものでございます。この改正の内容につきましては、総務省が示した改正参考例に示されたものでございます。

施行期日は、平成31年4月1日でございます。

以上で提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第16号ないし日程第22 議案第18号

○議長（逢見輝統君） 日程第20、議案第16号 古平町介護サービス事業条例の一部を改正する条例案から日程第22、議案第18号 古平町高齢者自立生活支援事業条例の一部を改正する条例案までは関連する議案でありますので、一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） ただいま一括上程されました議案第16号 古平町介護サービス事業条例の一部を改正する条例案、議案第17号 古平町高齢者支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案、議案第18号が古平町高齢者自立生活支援事業条例の一部を改正する条例案の3議案について提案理由のご説明を申し上げます。

議案につきましては、介護サービス事業が59ページから61ページ、高齢者総合支援センターが63ページから64ページ、高齢者自立支援生活支援事業が65ページから66ページとなっております。本件の議案第16号、飛んで第18号は、町直営で行っておりますデイサービス事業の運営を道指定の広域型から保険者、いわゆる後志広域連合指定の地域密着型指定に変更することによりまして、条例に地域密着型サービスを追加すること等により、条項ずれや文言を整理するものでございます。また、議案17号については、平成29年の法改正において文言修正が必要になったものでございます。

それでは、説明資料を使ってご説明いたしますので、資料の8ページをお開きください。まず、地域密着型に町のデイサービスを指定変更することによって変わることにしましては、指定権者が北海道から後志広域連合になります。定員利用人数は、今現在25名指定であります。18名となります。メリットとしましては、小規模ですので、その人に合ったきめ細やかなサービス計画、また個別の計画として少しでもADLの維持ができるようにというところがメリットとなっております。利用できるのは、今までは道指定でしたので、全国の方が利用できましたが、今後は古平町民、または後志広域連合に加盟している町村の方のみが利用できる事業所となっております。また、こ

ちらのほうは地域密着型ということで、運営協議会、6カ月に1回以上ということで、地域住民の意見を反映させる会議を開きまして、それをサービス提供に反映させるということという中身が変わっていくものがございます。

それでは、第1条におきましては、指定地域密着型サービスを追加するとともに文言修正をいたしました。

ちょっと2条を飛ばしまして、3条では第1号の古平町デイサービスセンターを地域密着型にすることにより、法令に該当する号が変更となることから、事業所の名称等を法令順に並びかえ、表記しました。そのことによりまして、第2条においても1号と2号を入れかえ、2号を地域密着型通所介護の規定に修正いたしました。

4条につきましては、2条と同様でございます。

続きまして、10ページをお開きください。6条におきましては、利用者負担及び実費に相当する費用について地域密着型の内容を追加したものです。

7条は、管理運営の一部または全部を現在は社会福祉法人の古平町社会福祉協議会のみ委託できることとされておりましたが、町の指定管理の指定手続等に関する条例施行規則第2条第2項第2号の規定に合わせまして、古平町社会福祉協議会の記述を除くものがございます。

関連がありますので、飛びまして議案第18号をご説明いたします。12ページをお開きください。この条例は、高齢者が居宅で自立した生活を維持するために必要な支援を行うことを目的とし、生きがい通所支援事業のほか7事業を行うものです。先ほど説明しましたデイサービス事業を地域密着型に変更することによりまして、連動して条例の一部を改正するものがございますが、現在は町の直営のデイサービス以外でもその生きがい通所事業を実施することができる事業所が3つほどありますので、今回の改正では地域密着だけを修正するのではなく、指定通所介護事業所古平デイサービスセンターにおいてというところを削除するものがございます。

戻りまして、11ページをごらんください。こちらの議案第17号では、高齢者総合支援センター、通称元気プラザのことですが、元気プラザには生活支援ハウスと地域包括センターが設置されておりますが、平成29年4月1日より介護保険上の第1号介護予防事業として実施している予防プランの作成業務が介護保険法の引用条項に変更があったことによりまして、条例の一部を改正するものがございます。

16条第1項第1号では、第18項を第16項に改める。これは、介護予防事業の引用条項の変更によるものです。2号として第1号、介護予防事業を追加します。3号では、地域支援事業、認知症総合支援事業などの事業を追加する内容となっております。改正前の4号では、先ほど2号を追加したことによりまして、前3号を前4号に改め、第5号としたものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時55分

○議長（逢見輝統君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 基本的には法律改正とかで今まであったものを書きかえるとかという説明がされていたのだけれども、2点伺いたいのですけれども、資料の10ページの一番下の管理の委託というところで、改正前の第7条、町長は、第2条第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる事業の効率的運営を図るため、その管理運営の一部または全部を社会福祉法人古平町社会福祉協議会、略して社協とってよろしいですか、に委託することができるという、この社協というのが消えて、新しく第7条を見ますと、この右側の第5号というところが左側に行く消えて第6号になっているのだけれども、社協が消えることによって社協の運営に何か金銭的なマイナス面が生まれるものなのかどうかということがまず1点と、この第5号というのが第6号に変わっただけの話なのか、それとも違うことなのか、その2点について伺います。

○保健福祉課長（和泉康子君） まず、1点目なのですが、社会福祉協議会を限定して指定管理することができるという条例になっていましたけれども、当初平成12年のあたりはそれを受ける団体もないということだったので、社会福祉協議会限定で明記しておりましたけれども、先ほども説明しましたように町の指定管理の要綱のほうには社会福祉法人とかという文言ですので、ここであえて古平福祉協議会を限定するということがどうなのかというところで今回外して、指定管理期間もありますので、これで社協さんに指定管理をやめるというための条例ではございません。整合性を追っているために削除したものでございます。

それと、先ほど1号追加したことによりまして、5号については6号に変更されていますけれども、これは中身は変わっておりません。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第16号 古平町介護サービス事業条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

議案第16号 古平町介護サービス事業条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 古平町高齢者総合支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

議案第17号 古平町高齢者総合支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 古平町高齢者自立生活支援事業条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第18号 古平町高齢者自立生活支援事業条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長(逢見輝統君) では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第23 議案第19号

○議長(逢見輝統君) 日程第23、議案第19号 古平町森林環境譲与税基金条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長(細川正善君) ただいま上程されました議案第19号 古平町森林環境譲与税基金に関する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案の68ページと説明資料の13ページをお開きください。本件は、平成31年度から森林整備などに充てるために国から譲与される森林環境譲与税の一部を基金として積み立てて、将来行う森林整備事業や木材を利用した事業などに活用するために基金条例を制定するものであります。

では、条例案の概略につきまして順にご説明申し上げます。議案68ページをごらんください。第1条では、本基金条例を設置するための目的、第2条では基金に積み立てる額、第3条では積み立

てた基金の保管方法を規定しております。

第4条では、基金を取り崩して充当することができる事業について列挙しております。1号として、間伐等の森林整備に関する事業、2号として人材育成及び担い手の確保に関する事業、3号として木材利用の促進及び普及啓発等に関する事業、4号としてその他森林の多面的機能の発揮の促進に寄与すると町長が認める事業というふうに規定しております。

第5条から第7条につきましては、他の基金条例と同様に基金から生じた運用益の処理方法や財政上必要があるときに一時借入金として活用できるという繰りかえ運用の方法などを規定しております。

この基金条例につきましては、平成31年4月1日から施行すると附則で規定しております。

最後に、説明資料の13ページをごらんください。一番下段に譲与予定額を記載しております。今後古平町においては、そこに記載された金額が国から譲与される予定であり、本町としてはその年度の事業と将来の森林整備事業を勘案しながらこの基金条例に基づき、積み立てていく予定であります。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

○6番（堀 清君） 今最後に譲与予定額ということで説明もらったのですけれども、この金額というのは、あくまでも国側が査定した金額、どのような中で決定されているのですか。

○産業課長（細川正善君） この金額につきましては、古平町の私有林の面積、それと林業者の数、それと人口、それを総額から案分して計算して出したものであります。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第19号 古平町森林環境譲与税基金条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第20号及び日程第25 議案第21号

○議長（逢見輝統君） 日程第24、議案第20号 古平町冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案及び日程第25、議案第21号 財産の無償譲渡については関連する議案でありますので、一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長（細川正善君） ただいま一括で上程されました議案第20号 古平町冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案、議案第21号 財産の無償譲渡についての2議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案につきましては、廃止条例が69ページ、70ページです。財産の無償譲渡が71ページとなっております。

本件は、旧加工協の冷凍冷蔵施設を平成27年に町が購入し、これまで東しゃこたん漁協に無償で貸し付け、漁協が民間の加工会社と冷凍冷蔵施設利用者協議会を組織して使用していたところですが、このたび建設当時の国庫補助金の処分制限期間が過ぎたことから、この冷凍冷蔵施設を漁協に無償で譲渡したいというものであります。

無償での譲渡の理由としては、今後の水産加工業の振興のためには事業を実施する漁協が施設の所有者となることが望ましいこと、さらには購入当時の時価評価額が約553万円程度であったこと、また譲渡後も町全体の水産加工業振興のためこれまでどおりの利用方法で公共用として活用することを条件として無償譲渡をしたいというふうに考えているからであります。

なお、譲渡日は平成31年4月1日を予定しており、譲渡後もこれまでどおり漁協は民間加工会社と利用者協議会を組織して利用していく予定であります。

この譲渡に伴い、冷凍冷蔵施設が町の財産でなくなるため、議案第20号では冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例を廃止する議案、廃止日については譲渡日である平成31年4月1日、議案第21号につきましては譲渡する財産の種類、名称、所在地、構造、床面積、さらには無償譲渡の相手方、譲渡する日などの譲渡内容について記載した議案となっております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時19分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（高野俊和君） この冷蔵庫は、平成27年に加工協が倒産に伴い、その後今課長言われたとおり漁協と、それとその利用者組合みたいなをつくりまして、個人でも使用しているという、その冷蔵庫だと思えますけれども、今までとほとんど、今まで古平町が貸し付けてあったものを譲渡するという形になっただけだと思うのですけれども、当時27年に無償で貸し出すときにたしか冷蔵庫自体の耐用年数とかガスを何年に1回、あの時点であと4年後にガスを入れかえないと利用が不可能だったというようなことがあったような気がしますけれども、その辺のお話をちょっと聞かせてもらえればと思えますけれども。

○産業課長（細川正善君） まず、耐用年数のほうなのですけれども、耐用年数としては建物自体が鉄筋コンクリートなので、冷蔵庫とは別に建物のほうはまだ使える状況であります。

ガスの話ですけれども、当時言っていたのはフロンガスR22というものでありまして、これ冷蔵庫やエアコンの冷媒として使うものであります。これにつきましては、2020年に生産中止になるというふうに決められております。オゾン層を破壊して地球温暖化の影響を与える関係上2020年に生産中止になるのですが、現時点ではまだR22、フロンガスが十分その冷蔵のところにありまして、すぐに取りかえるという状況ではないという状況でありますので、時期を見て取りかえるというふうに考えております。

○8番（高野俊和君） 今課長の説明では、このガス自体は来年度でも新しくなることはないですけれども、実際この冷蔵庫のガス自体は2020年以降も何年か持続して使えるということなのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） 製造中止になるということで、使えることは使えます。使えるというのは、そのR22を使っても法律違反とかということではないです。

○8番（高野俊和君） 何かちょっとよくわからないのですけれども、そのガス自体は2020年以降も今の状況でもつということなのですか、それともガスというか、そういうものを取りかえて使用するということなのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） ガス自体は、今冷蔵施設の中に満タン、十分に入っている状況ですので、ただ2020年度には製造中止になるので、その後手に入らなくなるので、状況を見て取りかえる必要はあろうかと思っています。

○6番（堀 清君） まず、今の段階では、そういう管理に関する例えば機械類の整備点検だとかもそういう管理費だとかに加算されると考えているのですけれども、今回この組合のほうに譲渡することによって、その経費面は組合が全部経費面を出すということですか。

○産業課長（細川正善君） 当初の約束どおりフロンガスは別として、冷蔵冷凍施設を運営する維持管理費は全て組合と民間加工業者でつくっている利用者協議会が負担するという考え方です。

○6番（堀 清君） まず、そうであると結果的には加工協時代から例えば電気のモーターだとか、そういうやつの点検整備というものがきちっとやっぴりなされていないので、現場としては結構もうそういう形の整備をしていかなければだめな時期だと聞いているのですけれども、そういうふうになると結構な金額と考えられるのですけれども、そういう中でもあくまでも現場主義というような形ですか。

○産業課長（細川正善君） 基本的な考え方は、利用者協議会で負担するというのが大前提であります。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、これから議案第20号 古平町冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

議案第20号 古平町冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 財産の無償譲渡について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

議案第21号 財産の無償譲渡について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第22号

○議長(逢見輝統君) 日程第26、議案第22号 財産の処分についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(松尾貴光君) ただいま上程されました議案第22号 財産の処分について提案理由のご説明を申し上げます。

議案73ページ目をお開きください。本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分する財産、記といたしまして、財産の種類は土地及び建物、財産の所在は土地、所在、古平郡古平町大字新地町21番地4、地目、宅地、697.38平方メートル、建物、古平郡古平町大字新地町21番地4、構造、鉄筋コンクリート造2階建て、地積、361.29平方メートルでございます。本財産は、旧北海信用金庫古平支店でございます。売り払い金額は1,460万円、売り払い相手は古平郡古平町大字歌棄町204番地、社会福祉法人古平福祉会でございます。

以上で提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第22号 財産の処分についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 承認第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第27、承認第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました承認第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

議案75ページをお開きください。本件は、北海道市町村総合事務組規約の制定並びに廃止について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

北海道市町村総合事務組合は、共同処理する事務が非常勤消防団員に係る損害補償等及び非常勤職員に係る公務災害補償など、共同処理する団体が事務ごとに異なる複合的一部事務組合でございます。今般総務省から複合的一部事務組合に北海道が構成員となっている石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団の2団体並びに道が構成員となっている一部事務組合2団体を構成員とする北海道市町村退職手当組合の合わせて3団体は、地方自治法上この複合的一部事務組合に加入することができないと指摘があり、早急に是正する必要があったところでございます。その是正のため今回新たな規約を制定し、これまでの規約を廃止するものでございます。

規約の変更内容については、この3団体を構成員から除き、引き続きこの3団体の事務委託を受託できるよう変更するものでございます。実質の共同処理する事務には変更はございません。

以上で提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 陳情第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第28、陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書を議題といたします。

陳情第1号については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第1号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書は、採択することに決定いたしました。

◎日程第29 陳情第2号

○議長（逢見輝統君） 日程第29、陳情第2号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。本案は、産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書は産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第30 陳情第3号

○議長（逢見輝統君） 日程第30、陳情第3号 「辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国

民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議」についてを議題といたします。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号 「辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることを鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議」については総務文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時36分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎休会の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

議事日程の都合により、3月4日は休会にしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、3月4日は休会とすることに決定いたしました。

（何事か言う者あり）

○議長（逢見輝統君） 何か間違えましたか。

（何事か言う者あり）

○議長（逢見輝統君） いいですか。

（「8日って聞こえた」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 3月4日、4を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（逢見輝統君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時37分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員